

岩手県告示第822号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成21年11月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請のあった年月日 平成21年10月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 特定非営利活動法人岩手地域総合研究所
 - (2) 代表者の氏名 佐藤嘉夫
 - (3) 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市内
- 3 定款に記載された目的 この法人は、すべての住民が主権者として、憲法が保障する平和、豊かな生活及び基本的人権を享受できるように、「自治体行財政」「医療・福祉」「農林漁業・商工業」「労働・生活」「教育・文化」及び「環境」など地域・自治体問題について調査・研究及び学習を行い、もって地域と地方自治の発展に貢献することを目的とする。